



破産手続における動産売買先取特権



渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士

質 問

当社は、建築資材の販売を営んでいますが、取引先のA社が破産手続開始決定を受け、裁判所からその通知がありました。A社の倉庫には当社が納入した建築資材が多量に保管されており、その中には、既に代金支払が済んでいるものと、最近納入したので代金未払のものがあります。当社は、A社の倉庫に保管されている商品を引き揚げることはできないのでしょうか。

1 破産手続における債権回収

破産手続開始決定がなされると、原則として、破産管財人（裁判所によって選任され、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者）が破産者の有する財産（破産財団）を全て換価したうえで、破産債権者に平等に配当することになり、一部の破産債権者が破産者の有する財産をもって優先的に債権回収することは許されません。

この原則によれば、当社としては、A社の倉庫に保管されている商品を引き揚げることはできないこととなります。

2 動産売買先取特権について

しかし、本件の場合、建築資材という動産の売買について、その売買代金が支払われていないことから、破産法上、当社として優先的に債権回収を図る余地があります。

即ち、当事者間で特に担保権を設定する旨の合意がなくても、民法その他の法律の規定に従い、

その債務者の財産について、他の債権者に優先して自己の債権の弁済を受けることができる「先取特権」という権利が認められる場合があります（民法303条）。

動産の売買の場合、動産の売主が代金を受領する前に目的動産の所有権を売主に移転したときに、その代金及び利息について、その動産の上にこの先取特権が認められています。これを動産売買先取特権といいます（民法311条5号）。

したがって、売主は、売買の目的となった動産を目的物として、そこから他の債権者に優先して、その目的物にかかる売買代金債権の弁済を受けることができるのです。

具体的に、他の債権者に先立って売買代金債権の弁済を受ける方法としては、売主が売買目的物について競売申立の形式で自ら権利行使する方法（民事執行法190条）と、他の債権者が売買の目的物について申し立てた競売手続に参加して配当要求する方法（民事執行法192条、133条）とが

あります。いずれの場合も、売主は裁判所が行う競売手続において、目的物を換価した金額等から他の一般債権者に優先して配当を受けることができます。

上記の競売申立ないし配当要求は、担保権の実行としてなされるものなので、これらに先立って判決などの債務名義を取得しておく必要はなく、担保権の存在を証する文書を執行裁判所に提出することで可能です(民事執行法190条2項)。また、競売申立ないし配当要求を行う場合、売主としては動産売買先取特権の目的物である代金未払の物件について、その内容、数量等を代金既払の物件と区別して特定することが必要になります。

動産売買先取特権は、売買目的物から優先的に当該売買目的物にかかる代金債権の満足を受けることができるというものなので、あくまで代金未払の物件のみがその対象となります。したがって、同じ売主が納入した物件であっても、すでに代金が支払われた物件は動産売買先取特権の対象とはなりませんから、注意が必要です。

3 売買目的物が買主から第三者に転売されてしまった場合

また、売買目的物が買主から第三者に転売されて買主の管理下に残存していない場合であっても、第三者から買主に転売代金が未だ支払われていないときは、売買目的物に代わって当該転売代金債権の上に動産売買先取特権の効力が及びます(民法304条)。これを物上代位といいます。

当該転売代金がすでに買主に対して支払われてしまうと、物上代位権を行使することができないので、売主は第三者から買主に転売代金が支払われる前に、当該転売代金債権について差押えをする必要があります。

4 買主が破産した場合の動産売買先取特権

破産手続上の話に戻りますが、破産手続上、抵当権などの担保物件は原則として「別除権」として、担保権者が破産手続によらずに担保実行し、優先的に債権回収することが認められます。

そして、破産手続上、動産売買先取特権は別除権として認められているので(破産法2条9項の特別の先取特権にあたります)、動産売買先取

特権を有する者は、別除権者として、破産手続開始後も売買の目的物について自ら競売申立を行ったり、転売代金債権を差し押さえたりすることにより、他の破産債権者に優先して債権を回収することができます。

この優先的に債権回収を図る方法としては、前述のとおり競売申立ないし配当要求、あるいは転売代金債権についての差押えによることが原則ですが、実務上、破産管財人の管理下に当該動産が残存している場合、動産売買先取特権を有する売主と破産管財人との間で、売主が破産管財人から任意に当該動産の引渡しを受けるのと引き換えに、当該動産の価格に相当する額の代金減額を行う旨の合意を取り交わして、競売手続や差押手続によらずに簡易迅速に債権の回収を図ることができる場合があります。

売主の側はもちろんですが、破産管財人側としても、解決までに時間を要する競売手続によらずに、早期に動産売買先取特権の処理がなされることは有益でもあるので、任意の引渡しに応じる場合があるのです。

5 本件について

当社は、A社が破産した場合でも、A社の倉庫に保管されている当社が売り渡した建築資材のうち代金未払のものについて別除権として動産売買先取特権を主張し、競売申立を行って他の破産債権者に優先して売買代金債権の回収を行うことができます。

また、売り渡した建築資材が第三者に転売されている場合でも、代金未払で且つ当該第三者がA社に対して未だ転売代金を支払っていないならば、当社として転売代金債権の差押えを行って他の破産債権者に優先して売買代金の回収を行うことができます。

更に、当社としては破産管財人との間で、当社が建築資材の任意の引渡しを受けるのと引き換えに当該引渡しを受けた物品の価格に相当する額の代金減額を行う旨の合意を取り交わし、競売手続や差押手続によらずに建築資材を引き揚げるべく破産管財人と交渉してみる余地があるでしょう。